

令和4年度第3回

小金井市環境審議会会議録

令和4年度第3回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和4年12月22日(木)
- 2 時間 午前10時から午前12時00分まで
- 3 場所 小金井市環境楽習館
- 4 議事 (1) 前回審議会会議録について(資料1)
(2) 小金井市環境報告書 令和3年度版について(資料2)
(3) 市立公園・環境楽習館の指定管理者制度導入について(資料3)
- 5 その他
- 6 次回審議会の日程について
- 7 出席者 (1) 審議会委員
会長 池上 貴志
副会長 椿 真智子
委員 土屋 健、高木 聡
中里 成子、田頭 祐子
橋本 修
(2) 事務局員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 岩佐健一郎
環境係長 高野 修平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 8 傍聴者 0名

令和4年度第3回小金井市環境審議会会議録

池上会長 定刻になりましたので、令和4年度第3回小金井市環境審議会を開催させていただきます。

最初に、事務局から事務連絡と本日の配布資料等の確認をお願いします。

高野係長 本日は寒い中お集まりいただきありがとうございます。

最初に、本日は高田委員、羽田野委員、近藤委員からご欠席と連絡をいただいておりますので報告させていただきます。

続いて、事務連絡として、ご発言の際の注意事項についてです。本日はマスクの着用をお願いしていることから、会議録の作成の際にICレコーダーの録音内容が非常に聞きづらくなっております。つきましては、質疑応答等、ご発言の際は、ご自身のお名前を先におっしゃった上でのご発言にご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底し、できるだけ短時間で有意義な審議会となるよう努めてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続いて、配布資料の確認についてです。本日は資料1～3を机の上に配布しております。皆さまお手元に資料はありますか。不具合等がございましたら事務局までお願いします。

池上会長 それでは、本日の議題に入ります。議題（1）「前回審議会会議録」について、事務局から説明をお願いします。

高野係長 それでは、前回審議会会議録について、資料1「令和4年度第2回環境審議会会議録」をご用意ください。

前回審議会におけるご発言については事前にご確認いただいていることと思います。本日、この場で追加等、訂正がございます場合はページ番号と訂正内容をお知らせください。

今回、事前に池上会長と椿副会長からご連絡をいただいております。事務局で修正しております。他の委員の皆さまはよろしいでしょうか。

なお、本審議会においてご承認いただいた後は、市ホームページ等への掲載を行う予定です。以上です。

池上会長 ありがとうございます。皆様、訂正等ありますか。

ないようでしたら、会議録については承認ということによろしいでしょうか。

それでは、会議録については承認いただけたので、次の議題に移ります。議題（２）「小金井市環境報告書 令和３年度版」について事務局から説明をお願いします。

高野係長 はい。それでは、議題（２）「小金井市環境報告書 令和３年度版」について説明いたします。資料２をご用意ください。

本日配付しております環境報告書（案）ですが、諸般の事情により、全ての項目ではなく、本日は一部のみのお諮りになりますことをご了承ください。

また、本日お諮りできなかった箇所につきましては、１月中旬頃に質問票と一緒にメールで配信し、ご意見等を頂戴したいと考えております。

皆様からいただきましたご意見等について、反映できる箇所については反映し、最終的には正副会長とご協議させていただき、報告書の内容を固めたいと考えております。

報告書につきましては、今年度最後となります３月末頃に予定しております第４回の審議会で製本し、お渡ししたいと考えております。報告書（案）の詳細については、鳴海から説明させていただきます。

鳴海主事 資料２「小金井市環境報告書 令和３年度版（案）」につきまして、ご説明させていただきます。

こちらの環境報告書は、小金井市環境基本条例第２２条に基づき、環境の状況及び環境基本計画等に基づき実施された施策の状況を明らかにするため、毎年度、作成・公表するものです。

令和２年度は、第２次小金井市環境基本計画の最後の年、令和３年度は、第３次小金井市環境基本計画の最初の年となっておりますので、基本計画に合わせて、環境報告書の構成等見直しを行っているところでございます。

環境報告書の構成と内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、１ページ目の第１章「はじめに」では、本報告書のねらい、位置づけなどを示し、小金井市における環境の保全・回復・創造の取り

組みの中で、本報告書がどのような役割を担っているか等の説明をして
ございます。

7 ページからの第 2 章「基本計画の進捗状況」では、第 3 次小金井
市環境基本計画の基盤となる環境教育等の取組と 7 つ基本目標ごとにつ
いて記載しています。

7 ページから 9 ページ上部までは、関連する取組の詳細を記載して
います。

9 ページの表は、環境基本計画で定めた取組指標についての令和 3
年度実績と目標を記載しています。10 ページ以降は事業等の取組につ
いて、課ごとに記載しています。現在、担当課名の記載がございませ
んが、1 月にお送りする際には記載させていただく予定です。表の右側 2
列が評価となっております。「計画に対する評価」は、計画のとおり
に実施できたかどうかという評価で、計画していたとおりに実行できたら
A、実施したが計画に未達を B、未実施を C としています。「実績（効
果）に対する評価」は、事業等を実施したことによって、得られた効果
を評価しています。見込み通りを A、見込んだ効果に未達を B、評価に
なじまないものを C、未実施等その他を D としています。

13 ページからは基本目標ごとの進捗状況となります。基本目標 1：
みどりを守り、つくり、育てるから基本目標 3：都市の生物多様性を守
り親しむまで、お示ししております。

基本目標 4 から 7 までについては後日送付させていただきます。

続きまして、57 ページ第 3 章「市役所としての取組」では、小金
井市環境マネジメントシステム等に基づき市が事業者として実施して
いる取組を記載しています。

内部環境監査、環境行動の実施、グリーン購入活動の実施については
記載のとおりです。ごみゼロ化行動については後日送付させていただきます。
第 4 章は「地球温暖化対策」、第 5 章は「点検評価結果」とな
っております。この環境報告書の作成に当たっては、環境審議会のご審議
とご承認をいただくものとなっております、これから委員の皆様からいた
だくご指摘やご評価につきまして第 5 章「点検評価結果」に記載させて
いただきます。こちらも後日送付させていただきます。

67 ページ以降は資料編となっております。

記載内容につきましては、ページ数の関係もあり、いただいたご指摘やご評価等全て記載するのは難しいため、事務局のほうで代表的なもの、総括的なものを中心にピックアップし、掲載させていただくという形でご了承いただければと思います。

以上で、簡単ではございますが、「小金井市環境報告書 令和3年度版（案）」の説明を終わらせていただきます。

池上会長 ありがとうございます。事務局からの説明にご質問等がありますでしょうか。

中里委員 水質に関する調査について伺います。

多摩地区の水道水から有機フッ素化合物が出たというニュースを大きく取り上げられていましたが、そのPFOSという項目については、小金井市は調査なさっていないととらえていいですか。

鳴海主事 小金井市の地下水の水質の調査については、以前、水質の調査でご報告させていただきましたとおり、有機塩素化合物と鉛、硝酸性窒素のみとなっております。

ご指摘いただいたPFOS、PFOAにつきましては、調査は行っておりません。ただ、東京都といたしましては、PFOS、PFOA及びその関連物質の調査はしておりまして、ホームページに掲載されているところでございます。

報道にもございましたように、東京都水道局のほうでは、継続的に観察しておりまして、その結果のほうも公表されておりますので、参考にお伝えさせていただきます。

以上です。

中里委員 ホームページにアクセスしなければ、出てこないということですね。

鳴海主事 小金井市として調査を行っていないものですから、こちらの報告書に記載はしない予定です。

中里委員 小金井市は緑と水というのが売りで、私も40年以上住んでおりますから、水道水というととってもナーバスになってしまいます。

国分寺では調査をしたようですので、小金井市も希望者には調査のご検討をしていただければと思います。

池上会長 はい。他にご質問等ございますでしょうか。

橋本委員 前回、いろいろな場所で騒音のデータを計っていると仰っていまし

たが、この報告書に掲載されるのでしょうか。

荻原専任主査 大気の測定ということであれば、今日はお示しできていないですが
今度皆さまに、お送りするものの中には記載はございます。

橋本委員 騒音もですか。

荻原専任主査 はい。道路交通騒音、振動等の測定は掲載します。

池上会長 他にはございますか。

樫副会長 この中のデータに関して、理由・背景をお示しいただけたらと思
います。

まず、9ページの表にある「環境に関する講座実施」についてです。
これは、令和3年度は減ったということですか。

高野係長 「環境に関する講座」実施回数は、令和1年度は27回行っていた
ものを令和3年度には26回と回数的には減っております。

樫副会長 その中の出張講座が24回から16回ということですか。

高野係長 はい、その通りです。

樫副会長 承知しました。その項目がB評価になったのは、コロナで開催でき
なかつたためと推測しますが、同じく「市民活動団体リストの登録団
体数」も、14から11団体に若干減り、評価も厳しめとなっていま
す。これらの数が減った理由・背景を教えてください。

高野係長 「環境講座」に関しましては、主にコロナの影響が考えられます。
「市民活動団体の登録リスト」に関しましては、11ページの021
に団体リストがございますが、何らかの影響があったと思っております。
細かいところに関しましては、事務局だけでは答えられないこと
がございますので、担当課に照会し、お示しできればと思っております。
以上です。

樫副会長 ありがとうございます。小金井市は住民の方々の素晴らしい活動が
多い地域であります。一方で各団体の高齢化という問題も抱えておら
れると、推測しますので、その辺の実態も踏まえ、活動を維持継承し
ていく工夫が必要と思いました。

また59ページの「環境行動チェックリスト」の達成率です。本町
小や貫井南分館の達成率が低くなっており、それぞれ理由があると思
いますが、把握されていることはありますか。

高野係長 本町小学校、公民館貫井南分館もそうですが、児童発達支援センターの65.2%というのが一番低い数字になっております。こちらの低い数字の施設につきましては、各施設での多少誤差はあるとは思いますが、そのリスト作成に当たって○・×というのを厳しめに設定しているというのが見て取れたところです。

例えば、児童発達支援センターであれば、温度設定を28度に設定するという項目がありますが、施設の特性上、そういった温度設定はなかなか難しいので、ここはずっと×ですという御回答をいただいております。あくまで目安という形になるので、それをどうしても改善してくださいとはなかなか言えないといった背景もありまして、そういった低い数字になっているという施設があると御理解いただければと思っております。

椿副会長 ありがとうございます。数字だけ見てしまうと、なぜ低いのかと思う方がいらっしゃる感じ、参考までに伺いました。

高野係長 分かりました。

椿副会長 最後に、誤植等気がついた場合は、後で事務局にお知らせすればよろしいですか。

高野係長 はい。意見表と一緒に教えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

椿副会長 承知しました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、コメント等ございませんでしょうか。

田頭委員、よろしく願いいたします。

田頭委員 大まかなところだけいくつか伺っておきたいと思っております。

まず1つは、クリーン野川作戦についてのことが8ページに記載されていますが、9ページのところにも公民館主催の自然観察会が2回、クリーン野川作戦1回と、環境に関する体験・啓発イベントに掲載されています。クリーン野川作戦はコロナ禍でできなかったというのも理解できますが、今年はまだどうしてか、それからあとは、来年度、再来年度については、今度は指定管理事業者が導入されますので、そうすると、指定管理者が事業を実施することになるのでしょうか。

市の主催事業としては必ず実施する、しかし、現状これまでは、この間ずっとクリーン野川作戦も、それから環境フォーラムも市民協働で、市民NPOの環境ネットワークの皆様が実施主体だったと思います。指定管理を導入されることでどういうふうに変わっていくのか、市民要望も強いというのは聞いていますので、その辺り、どうされるのかというのを伺いたいです。

それから、市民協働のチェック項目があって、例えば市民協働でされている事業、19ページの協働による活動の推進というところで、ここの事業等の概要というところでは、環境美化サポーター制度や花壇ボランティアなどがありますが、公園の活用については、子どもの立場にたった団体と活動していくこと、そこに子どもが参加とすることということはこれまでも意見として申し上げてきました。

そうした中で、子どもたちが屋外で自由に遊べる場所として、公園を放課後は子どもたちの時間帯にして、例えばボール遊び禁止というところも解除していこうとか、午前中とかは乳幼児の時間帯というふうにシェアしていくとやり方も区部の方ではあると伺っています。

そういう意見などもぜひ子どもたちから聞いて、子ども参加も、市民協働もというふうに、何かここでも、環境基本計画、市の施策全体には、子ども参加や市の事業に入れていくというのが取組の欄に掲載されていました。ぜひ検討していただきたいと思います。

先ほどの地下水のところについて、有機化合物については市民の不安はかなり強いです。小金井市はおいしい地下水を飲み続けているということは誇りでもあり、とても安心なことでもあったのが、逆にずっと飲み続けていって蓄積されてしまったもの、飲めないものという不安があります。これはやはり検査しなければいけないと思います。測定検査で一定のデータが出ているということも言われていますので、これは市としても市民の安全を守るという観点が重要だと思います。それを表に出して、分かりやすく示していただければと思いますので、この考えについては伺っておきたいと思えます。

19ページの1点目の環境市民会議によるみどり調査の支援というところが131番にあります。ここが環境市民会議によるみどり調査というのが、調査会メンバーの高齢化により調査が難しくなっているというところがあるので今後協議していく必要があるとあます。ここは何か具体的なお考えというか、検討されていくことがあるかどうか、ここにも、子どもたちも一緒に楽しんでいくというか、少し子どもたちに意見をもらえないか、子どもが気がついたことを反映させていくというような、そういった視点を入れていくべきではないかと思います。

もう1点、57ページ、市役所としての取組があります。これも前に言及して、ごみの削減量はどうですかと伺ったと思います。グリーン購入の図もあるし、環境行動指針ということで、市役所としてやはり市民に、率先してごみ減量をしていくということは示していく必要があると思います。市役所の第二庁舎と本庁舎から排出されているごみの量の経年変化、また、特にプラごみについて、市民にごみは持ち帰りましょうと、自分で買ったものは自分の家で処理しましょうと指摘することで、全体の発生抑制を図るという効果があると思います。市役所の皆さんが外から買って来たペットボトルやお弁当箱をごみとして出しているとすれば、それを市民が税金で処理していることはやはり問題として出てくると思います。その辺り、市役所の中ではごみ箱を置かないとか、執務室まで置かないという努力をされているということも聞いておりますので、そこも両方の目線で、職員も努力しているということは分かりますが、それから実際に、そうはいつでも外から持ち込んで、市役所の中で処理しているものがまだどのぐらいあるのかということが、やはり正確に評価できるようにしていただきたいと思います。

高野係長

ありがとうございました。では、9ページの環境に関する体験・啓発イベント、野川クリーン作戦、現状では1回行って、NPOの方にいろいろと御協力いただいていたけれども、指定管理者が導入されることによって今後はどうなるのかという御質問だったと思います。

こちらのクリーン野川作戦につきましては、今年度から名前を変

えて、野川環境フィールドワークという事業の中で市民の方に自由参加していただいてごみを拾っていただくというような形で実施しております。

この事業につきましては、指定管理者制度とはまた別の動きになりますので、指定管理者が導入されて市民協働がなくなるとか、そういうことではありません。ただ、来年度以降、今年の実施状況も踏まえて、市としてもどういった形で進めていけばいいのかというのはまた協議しながら進めていきたいと考えているところです。

2番目にいただきました19ページの、環境美化サポーター制度、やボランティアに、子どもにも参加していただいて、子どもも協働した事業を、ということでお話をいただきました。例えば午前中はボールで遊ぶことを禁止しているのをなくすようなご要望や、いろいろとシェアしてというようなお話であったかと思います。こちらにつきましては、指定管理者制度を導入するに当たりまして、市の職員が市内の児童館を巡って、子どもたちから、公園でやりたいこと、してほしいこと、自分たちがどういった公園であれば遊びに来るかというようなヒアリング、ワークショップを実施しております。もちろんできること、できないことがあります、子どもの意見を伺い、市立公園をいい形にしていきたいと思、事業を進めているところです。

また、保護者の方、子育て世帯の方に向けてもアンケートを実施しておりますので、市としてもそれが一つの子どもの市民協働ができた形であると思っています。

次に御質問いただきました、57ページ、ごみの経年変化についてです。昨年度から、ごみの経年変化の数字につきましては御指摘いただいて、資料として付け加えさせていただいているところです。市の職員から排出されるペットボトル、弁当等のごみについてということです。

市の職員だからといってごみを排出しないというわけではないので、ごみは排出しますが、市の職員はごみ啓発については非常に意識が高いと思っています。分別などについてはかなり厳しく、また、ごみを削減させるためにはごみ対策課が音頭を取り、各課にごみ減

量推進リーダーを配置し、ごみの削減等につきましては、庁内で推進本部を設置するなど、厳しく律して活動をしているところです。

また、年に1回程度抜き打ち検査のような形で、市役所の中のごみ箱を見て、分別がきちんとできているかという検査をしており、分別がされていないごみを掲示する啓発活動をしております。

ごみ箱は市民の方も利用しますので、市の職員から出たごみだけを集めてどのぐらいあるかというのを経年での数字を追うということは難しいのが現状です。

続きまして、地下水の啓発についてということで、中里委員からもお話があったところでの関連、ということだと思います。地下水の啓発等につきましては、おっしゃるとおり、国分寺市で市民団体が調査を実施しているということは情報として捉えている状況です。この事業につきましては、検討段階といえますか、他の自治体の動向も踏まえながらということになります。

大きなところは、以上です。

鳴海主事

水質に関して補足の御説明をさせていただければと思います。

P F O S、P F O Aに関しまして、都のほうで公表されている令和3年度の調査実績になりますけれども、小金井市域において9月10日に調査しておりまして、その際に測定された数値というのが、1.7ナノグラム／リットルになっております。暫定基準値というものがございまして、P F O S、P F O A合算値で50ナノグラム／リットルという形で適用されていますので、かなり低い数値になっております。

また、東京都水道局のほうで公表されている浄水施設の水質検査結果は、こちらも令和3年度のものになりますが、上水南給水場というのが停止中になっており、梶野配水所のほうだけ結果が公表されています。

こちらも令和3年度の数値を見ていますと、最大で16ナノグラム／リットルという形になっておりまして、暫定基準値50というものを下回る数字が確認できております。この50ナノグラム／リットルというのが外国とかと比べてもかなり厳しめの数値になっております。

例えば、イギリスですと、P F O Sで300ナノグラム／リットル、P F O Aで1万ナノグラム／リットル、ドイツがP F O Sで300、

PFOAで300という数字が水道局のほうから示されており、日本は暫定目標値という形ではありますけれども、厳しめのところで、その基準は下回った数値が確認できているということが現状となっております。

補足は以上です。

田頭委員

ありがとうございました。

今、最後の具体的な数字を出していただき、ありがとうございます。日本が外国よりも緩いという情報もあつたりして、できればこういう数字がホームページを見ると、小金井市はちゃんと確認してるんだというのを、ホームページの分かりやすいところを出していただくと、みんな関心持っていますのでよろしいのではないかと思いますので、そこをお願いしたいと思います。

それから、市役所の取組です。グリーン購入についてのところです。市とのヒアリングなどでもお願いしたりということは伺っていますが、環境行動指針の中で、やはり石けんを使っていくということが、学校とか子どもの現場でなかなか徹底されていないところがあります。それで、やはり市が一律で購入しているものだけではなく、必要となればその都度学校や保育園などでも買っていきますから、そういったものについては、小金井市は合成洗剤をなるべく使わないと思っているということ、方針を持っているということをもっと、管財課だけではなく、環境政策課からも環境行動を促していく部署ですから、もっと子どもの現場でも通達してほしいとか、徹底してほしいということをこれまでも感じてきました。

洗剤のところ、石けんについては載っていないので、これは安全な水にもつながることですから、ぜひそこも民間を取り巻くところも含めて、子どもの現場で安全な石けん使用というところを事業者として、地域内の保護者として徹底してほしいということをお知らせできるように示していただきたいと思います。

また、通達などもできる限りしていただきたいと思います。

荻原主査

庁内に掲示はしてあるものなので、改めて通達するのかどうかはまた検討させていただきます。一度発出しているものなので、その辺は徹底されていると思います。

池上会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

高木委員 環境に対する本質的なというか、報告書としての体裁の部分になります。10ページから評価している項目で、まず確認したいのが、右から2番目に計画に対する評価というところがありますが、これは計画に対する実施状況の評価とっていいですか、それとも計画そのものがいいか悪いか、どういう計画なのかという評価なのか、どちらですか。

鳴海主事 御指摘いただいた計画に対する評価というのですが、計画はそもそも継続ですとか、そういった形で予定されていまして、それに対して実施できたかという評価になります。

高木委員 実施できたかいいんですね。

鳴海主事 そうです、おっしゃるとおりです。

高木委員 その右側が新しく加わったのか、前に指摘したような気がするのですが、実施してみた結果、効果があったかどうかというのが右側の評価だということですか。

鳴海主事 お見込みのとおりで。

高木委員 分かりました、ありがとうございます。少し分かりやすくなったなと感じました。

それから、ただAからBという評価がどういう基準で決まっているのかというのが分かるというのいいなというのが、例えば100%やっていたらAだし、80%以上だったらBなど、この基準がないのでちょっと分かりづらいなと思ったのが、011の4番、計画の実施状況に対する評価がCですけど、実績のところは空欄で、その右側の効果のところ、コロナで中止したとなっているから、これが計画の実施状況がCで効果がDという根拠がちょっとよく分からないなと思ったのと、似たようなところで、次のページ、21の2のところ、会議と協議をしたら感染症拡大防止の観点より調査を見送った。実施状況がBで、その効果がCとか、そういうのがちょっと分かりづらいなと思ったので、AからBの評価の基準というのが明示されているといいのかなと思いました。

続けて、18ページ、122の2番というのが、これ、なぜ指摘したかという、計画の実施の状況がAで、効果がBとなっていて、私

などが見るときというのは、計画どおりやったけど効果が出ないもの
というのは、どういうふうに見直しているのか関心を持つので見るん
ですけど、よく見てみると、実は、この計画に対して基準を策定して、
次の年度から適用となることにしましたというのが実績なので、そも
そも実施はAだし、効果もこれから令和4年度以降出るということで
あればDじゃないなと思ったので、これについてはDの評価の問題と、
特にAとDみたいに分かれた場合にどういうふうに継続するのかとか、
どう考えるかということもある程度示されたほうが、報告書を手にと
って読むときに分かりやすいなと思いましたので、関連する質問でし
たので併せて聞かせていただきました。

池上会長
鳴海主事

ありがとうございます。

今、高木委員から御指摘いただきました評価の、例えば80%達成
ですとか、そういった数値的な基準は正直難しいのかなというところ
が実態でございます。

今の書き方というのが7ページに記載があるんですけども、実績
に対する効果というのがSがないので省略いたしますがAが見込みど
おりの効果があった。Bは見込んだ効果に至らなかった。Cは評価に
なじまない。Dはその他という形で、今、各事業の所管課が評価して
いるところでございます。

例えばですけども、御指摘いただいた18ページの緑化指導に関
する規定の制定で、準備行為を令和3年度に行って、基準自体の運用
は令和4年度からなるという場合のDの評価なんですけれども、準備
はできていたので、できたということをAと評価するのか、その他で
Dと評価するのかという辺りの線引きというのは、正直、まだそこま
で精査できていなかったところなので検討させていただければと思い
ます。

以上です。

高木委員

とてもよく分かりました。前の7ページを見落としていました。D
というのは悪い評価じゃなくてその他ということなんですね。

鳴海主事

そうですね。

高木委員

大変失礼しました。ありがとうございました。

池上会長

ありがとうございました。

私も同じように、CとDというのがすごく気になりまして、やっぱりぱっと見たときにCとDって悪い評価に見えてしまうんですね。それで、どういう基準か考えたときに評価になじまないというのはなかなか感覚的に難しい、なじまないというのと、評価できないというのと、CとDの区別もすごく難しいかなと思いましたがけれども、この辺り、そもそも評価しないのであれば、もうCとかDは記載しないで斜線にしておくとか、そのほうがいいかなとも思いました。

今年だけできないのか、今年未実施のものに関しては、未実施だからできなかったというのものもあると思いますし、そもそも実施したけれども毎年評価できないのもあると思いますけど、CとDはちょっと避けた書き方のほうがいいかなとも思いました。

併せて、いくつか書き方のところで少し、今回の環境基本計画を策定して、今後10年の計画の最初の年度の環境報告書ということで、これと同じように評価していくのが、今後10年続くということも考えて、少し気になっている点があるのでコメントです。

まず第2章の中で基本目標が1から3まであります。例えば13ページに基本目標1というのがスタートしています。一番最初に目指すべき環境の目標というのが載っていて、これが基本目標ごとの一番重要な数値目標として掲げているものになると思います。現状というのは、基本計画における現状で、ある意味計画策定前の数値で、ここで現状と書かれると、この報告書の今のようにも見えてしまうところが少し気になります。ほかの取組指標のところも、現状という欄と、令和3年度という欄と、目標という欄があって、これが来年以降、次の環境報告書以降は、前年度が左に来るのか、それとも計画策定前、常にこの基準となっている令和3年3月という数値が比較対象なのであれば、ここがもう現状というのはやめたほうがいいのではないかと思います。基本計画策定前とか令和2年度末とかいうのもいいかなと思います。現状という表現は少し誤解を招きそうかなというのが1つあります。

もう一つは、取組指標は令和3年度の数値が書かれていて、現状どういう進捗かというのが見える形ですけども、一番最初の目指すべき環境の目標というところの現状の数値も、もし分かるのであれば記

載して、この令和12年度の目標に向かってどのくらい進んでいるのか、基本目標ごとの一番大事な目標についてもあるとありがたいなと思いましたがいかがでしょうか。

鳴海主事

まず、評価のC、Dという記載に関してなんですけれども、ちょっと検討させていただいて、1月にお示しするときに修正できるようにあれば修正等、事務局で精査させていただきたいと思います。

また、取組指標の現状というところに関して、御指摘のとおり、現状というのが計画策定時の現状なので、令和3年度版の現状とは異なりますので、そこの表記は改めさせていただきたいと思います。

また、次年度以降につきましては、表記が、今、現状、令和3年度目標値の3項目並んでいるような形になるのですが、令和3年度、令和4年度という形で2年分が見られるような形を想定していたところです。ただ、こちらも次年度、審議会でお諮りさせていただきますので、またそのときにでも御意見をいただければと思っております。今年度につきましては、初年度であるということからこのような形とさせていただきます。

続きまして、目指すべき環境の目標の、今、令和3年度の数値があったほうがという話ですが、ちょっと環境目標というものを大きな目標で捉えているものですから、現状値を取るのが難しいものが数多くございます。一部可能なものの中にはあるんですけれども、これはあってこちらはないというところがどうなのかなというところもございますので、こちらも一度検討させていただければと思います。

以上でよろしかったでしょうか。

池上会長

ありがとうございます。

そういう点では、例えば、30ページ、基本目標の3の目指すべき環境の目標にある、生物多様性の認知度（意識調査）というのがあって、目標75%となっていて、これまで調査したことがないから現状が把握できていないということで、その計画策定時の数値がないのかなと思うんですけれども、こういうのもそれぞれの基本目標の一番重要な指標ですので、次に調査するのが、その調査の仕方も大事かもしれませんが、毎年が難しいければ2年に1回とか、少なくとも何もやらずに最終年度調査しまし

たというのはちょっと乱暴かなという気がしますので、定期的に調査していただければと思います。

もう一つ、今年度の報告書ではありませんが、来年度以降、2年度ずつ並ぶと。前年度と比較する形で並ぶときに、目標数値は結構現状維持とか、現状より増加とか、現状と比較しているもの多くて、現状の数値がそうすると、現状というのは令和2年度末のことを指していて、毎年増えていかなければいけないかという、そういう目標ではないかなと思います。維持した上で増えていけばいいということかなと思いますので、例えば、13ページで、保存樹木の指定本数というのは、令和元年度の状況842本からすると、令和3年度で819本と少し減っているような状況で、来年以降は819本と比べて増えているから何か増えているねということではなく、842本より増加というのが目標であるということが分かるような書き方に、来年以降の報告書かもしれませんけれども、なると思います。

ほかにコメント等ございませんでしょうか。

橋本委員

例えば11ページの下から4つ目ぐらいに、市民の講師登録・紹介制度というような、計画に対する評価の部分ですけれども、Bになっていて、それは実績のところを見るとDと書いているのは、講師の登録はなかった、手前の効果や課題というところに、ボランティアなので増やしていくのが難しいということだと思います。効果や課題ということで、ほかのところは、今回はこういうことで重ねていきたいと書いてあるのですが、これが難しいからもうやめようかみたいな、そういうような受け止め方をされてしまうと思います。効果や課題プラス改善もそこに全部集約して改善案を検討していく等としていかないといけないのではないかと思います。

池上会長

ありがとうございます。

高野係長

御指摘ありがとうございます。こちらにつきましては、庁内のいろいろな部署から紹介させていただいて回答をこちらのほうで記載しているものになるので、ある程度、表記のぶれがあるというのは御意見として承りました。表記の仕方については今後検討したいと思います。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

1つ言い忘れておりました。先ほど高木委員からありましたけれども、計画に対する評価という表現がすごく、ぱっと理解するのが難しく、先ほど実施状況の評価ということでしたので、実施状況の評価に変えてしまったらどうかと思いました。御検討いただければと思います。

高野係長 分かりました。そこも含めて、また課内で検討させていただきます。ありがとうございます。

池上会長 それでは、よろしいでしょうか。

また細かな点がありましたら、今後さらに追加されたときの意見書でお願いできたらと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題の（3）番、市立公園、環境楽習館の指定管理制度導入についてということで、資料3番を御用意ください。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

高野係長 それでは、市立公園環境楽習館の指定管理者制度の導入について説明させていただきます。資料3を基に説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。また、表にスライドでも同じものを出しておりますので、こちらのほうも御覧いただければと思います。

前回の審議会におきまして、市立公園環境楽習館の指定管理者制度に向けての概要や、募集要項に記載する事項等について、御審議いただいたところです。

本日は前回審議会以降の動向や、今後のスケジュール等について説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日御審議、御確認していただきたい主な内容としましては、指定管理者選定に関する非公募の更新であったり、期待する導入効果の具体例であったり、先ほどもお話ししましたスケジュール等を中心に説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきました内容につきましては、来年1月30日に市民説明会開催を予定しておりまして、本日の説明と併せてプラスアルファのところで、おおむね同様の説明内容を予定しているところです。

あとスライドのページ右下2番目を御覧ください。こちらが今年度実施した指定管理者制度導入に向けた意見交換等についてまとめた資料になります。今年度につきましては、記載がありますとおり、市内造園事業者の説明であったり、環境美化サポーター、シルバー人材センター、障害者団体等への説明会等を実施しております。また、環境楽習館につきましては、利用団体、近隣住民であったり、自治会の方向けの説明会というものも実施しています。

また、スライドの3番、両施設共通で、田頭委員のほうも会長として所属しております環境市民会議との意見交換であったり、民間事業者との個別対話であったり、先ほども少し説明させていただいた、市内児童館での子どもとのワークショップであったり、附属機関である環境審議会での御審議、緑地保全対策審議会での御審議など、指定管理者制度導入に向けまして、様々な方法、様々な対象者に向けて、意見募集を行ってまいりました。

次はスライドの4です。こちらは指定管理者制度の導入施設です。市立公園と環境楽習館で変わりはありませんので説明については割愛させていただきます。

スライドの5番目になります。こちらが対象施設、両施設を一括で指定管理化する理由についてです。一括で指定管理者制度を導入することについて、市民説明会であったり、市議会であったり、様々なところで御質問等ありましたので、復習の意味を含めて記載させていただいております。

当初からの説明と大きく相違はないのですが、まず環境楽習館の施設に市民協働担当者を配置することを予定してあったり、はけうえ広場と一体活用することによるにぎわいの創出であったり、環境啓発の推進であったり、市民協働の推進であったり、市立公園、環境楽習館との相互の魅力向上であったり、そういったことを目的としまして、ここが新たな拠点となることであったり、新たな市民サービスの創出というものを期待しておりまして、そういった意味合いを含めまして、両施設を一括して指定管理化したいと考えているものでございます。

続きまして、スライドの6番になります。指定管理期間と非公募の更新についてです。

まず、指定管理期間につきましては、前回までの説明でしておりますとおり、5年間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までということで変わりはありません。ただ、一定の条件を満たした場合、非公募による更新が可能であるという旨を募集要項の中に記載したいと考えております。

この条件としましては、指定管理の指定期間の5年間終了後も引き続きこの両施設の管理運営を事業者が希望する場合であったり、指定管理開始後に、市が実施する評価、モニタリングという評価を実施することを想定しております、そういった外部機関での評価にて一定以上の評価を得られた事業者につきましては、市は一度に限り、非公募の候補者としてさらに再度5年間選定することができるものにしたいて考えてございます。

本市の指定管理の手続、条例の中では、指定管理の指定期間というのは原則5年以内と定められているところではありますが、先ほども事業者との個別対話というものをした結果、多くの事業者の方が、実際に指定管理者として安定的な運営を行うためには、5年間だけの指定ではなかなか難しい、10年間を本来であれば一括りで指定管理期間としてほしいなど、様々な御意見をいただいております。

そういった御意見等もありまして、庁内の企画部門等と調整した結果、安定した事業活動や、事業効果が相当程度期待できる場合に限り、非公募による更新を可能としたいと考えております。

まだ検討段階ではありますが、毎年、市のほうの外部機関で評価を行いまして、例えば1年目から3年目のうち2か年以上適正評価を得られた事業者であれば、引き続き再度5年間選定することとするであったり、今後、指定管理者としての運営が難しいというような、至急改善が必要であるというような評価になった事業者については次期公募の応募資格を与えないとすることなど、そういった外部からの評価をすることによって、指定管理者制度の適切な運営であったり、質の高いサービスの提供へつなげていきたいと考えているところです。これにつきましてはまだ検討段階ですので、口頭だけでの説明とさせていただきます。

続きまして、スライドの7番になります。こちらが期待する導入効

果についてです。

前回の審議会でも、募集資料の中で期待する役割ということを説明させていただいて、重なる部分もあるのですが、具体例として今回挙げさせていただいております。

例えば、低未利用施設の設備の活用というところですが、こちらの環境楽習館、今、皆様向かって左側にキッチン設備というものがございます。そういったキッチン設備、プロ仕様の設備が整っているものにはなりますが、なかなか利用率が低かったりするので、具体的にはシェアキッチンを試してみたり、地場野菜を使った料理教室をしてもあったりであったり、外に、少し分かりづらいくは、ビオトープのようなものもございまして、そういったところを活用してビオトープ講座であったり、水生植物の例えば観察会のような、そういったものを民間の柔軟なアイデアを活用して実施するといった、そういった期待が例として挙げられます。

また、にぎわいの創出としまして、例えば自主事業としてキッチンカーであったり、マルシェであったり、昆虫観察会のようなもの、そういったものを市民参加型のイベントという形で、市民団体だったり教育機関と協働して新たな市民サービスが提供できるようなことを期待しております。

続いて、こちらがスライドの8番目になります。

利用者であったり、地域住民の方の利便性向上という形で、例えばなんですけれども、アイデア例としまして、市内事業者が地場野菜を使って作った物品、ジャムであったり、ジェラートであったり、ジュース、クッキーであったりの販売であったり、地場野菜そのものの販売であったり、環境啓発グッズの販売であったり、ピラティス教室等、そういったものができればなと思っております。そういったことができれば、気軽に立ち寄れる雰囲気であったり、地域住民にも親しまれる施設ということができるのかなということで、利便性の向上にもつながると考えているところです。

また、市立公園との一体利用についてということです。例えば滄浪泉園緑地の紅葉見学会であったり、写真コンテストであったり、市内の市立公園と環境楽習館を巡るスタンプラリーを実施したり、はけう

え広場での、夏にはミニプールのようなものが設置できたらお子さんが喜ぶのかなと思っていたり、春になればお花見、親子ピクニックのようなことができると考えているところです。そういったところで、環境教育の一環として、市立公園と環境楽習館というのは一体的に活用できるのかなとっております。

また、滄浪泉園緑地を一体活用することによって、両施設、滄浪泉園の来園者、環境楽習館の来館者、両方の来園者、来館者が相互に行き来することによって利用者が増大するのではないかと期待を持っているところでございます。

次は、期待する導入効果、こちらは市立公園になります。市立公園につきましては、前回の審議会においても大きく触れてはいなかったので、簡単にだけ触れたいと思います。

まず、市立公園につきましては、適切な維持管理、危険樹木の計画的な伐採による安全確保であったり、適切な時期、回数による草刈りであったり、剪定等を行っていただくという、そういう予防的な観点による計画的な維持管理というのが指定管理者制度を導入することによって期待されるということです。

また、現在も行っていますが、環境美化サポーターとの協働の推進というところ、そういったところにも力を入れていければなと思っております。環境美化サポーターの相談業務の充実、技術向上を図ることによって、新しいボランティアさんの参加ということにつながるのではないかと期待しているところです。

また、期待する効果、10ページです。期待する導入効果（市立公園）について、その2です。

当然ながら、公園というところも魅力を向上させたいと考えているところで、例えばアイデア例としましては、子どもに向けた走り方であったり、縄跳びやインラインスケート教室のようなもの、公園を利用したパークヨガであったり、ランニング教室など、そういった指定管理者による市民ニーズを捉えた市民参加型のイベントというものを実施することによって、公園の魅力をさらに向上することができるのではないかと期待しているところです。

また、市立公園の中でも利用されていない公園、利用者が少ない低

未利用公園というものがあります。そういったところは市でも課題となっているところですが、そういったところに市民の皆様からのアイデアを取り入れた、例えば障害者が作った作品の物販、D I Y教室であったり、木工教室であったり、ドッグランであったり、そういったアイデアを取り入れた積極的な利活用というものも指定管理者には期待しているところです。

続いて、11ページです。こちらは自動販売機の設置についてです。本市は、小金井市施設における自動販売機の削減に関する方針というものがありまして、その方針に基づき、自動販売機の削減というものを推進しております。

ただ、近年の酷暑、防災対策の観点から、公園利用者の利便性向上を図るということが重要なのではないかと考えており、こちらに記載してある条件を満たす場合に限り、自動販売機の設置を許可したいと検討しているところです。

その条件というのが、1ヘクタール以上であり、本市の地域防災計画において防災機能を有する公園、栗山公園、梶野公園を想定していますが、設置できる自動販売機の仕様についてもある程度条件をつけたいと考えています。

その条件につきましては、例えば、環境に配慮したゼロカーボン等の仕様であるもの、防災に配慮した仕様であるものがあげられます。震災等があった場合は、自動販売機の商品を無償で提供できる機能がある自動販売機というものもありますので、そういったものであれば限定的に許可するというような形で考えているところです。

あと、環境に配慮したゼロカーボン等の仕様というのは、例えば自動販売機の躯体に、環境配慮に対するラッピングをしたり、自動販売機の上に太陽光パネルを設置して、自動販売機からCO₂の排出をできる限り少なくする仕様であったり、そういったものであれば限定的に許可することを考えております。

費用負担につきましては、全て指定管理者が行い、設置、ごみ処理の負担については指定管理者が行うこと、近隣住民とのトラブルの対応については、市ではなく指定管理者の責任とすることなど、ある程度の条件を設けた上で設置することを検討している段階でございます。

続きまして、こちらが最後になります。12ページです。今後の主なスケジュール（案）について、でございます。

前回お示ししたときは、令和5年度に指定管理者選定委員会を実施して、令和6年4月1日から指定管理者による業務開始をしますという、ざっくりとしたお示しという形でした。

少し細かく説明しますと、まず、先ほども説明しました市民説明会を令和5年1月30日に予定しています。市民説明会は平日に行いますので、事前に、平日に来られない方向けに、説明動画を1週間前程度から市のホームページで掲載して、意見を募集するというような形を想定しています。

主な内容としましては、環境楽習館、市立公園条例の改正を、次の定例会、令和5年第1回市議会定例会にお諮りしまして、その条例改正を御議決いただけましたら、第1回目の指定管理者選定委員会を令和5年4月上旬に、募集要項審査というものを行いまして、参加申込み予定事業者向けの説明会を来年の4月下旬に行います。それから、指定管理者選定委員会、こちらは第1次が書類審査、第2次審査がプレゼンテーション審査となりそれぞれ令和5年7月中旬、下旬に行いう予定です。

令和5年8月上旬に指定管理候補者決定しまして、指定管理者の告示を10月下旬に実施し、業務開始は令和6年4月1日ということで進めたいと考えております。

御意見等ございましたら御審議いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

橋本委員

指定管理者の選定の流れなど、色々なことを考えているということとはよく分かりました。計画や、実施内容、事業効果など、指定管理者にどこまでまかせていくか、今の説明だとあいまいでよく分からない部分がありました。その辺、教えていただけますか。

高野係長

御質問ありがとうございます。指定管理者制度を導入するという形になりますので、市立公園、環境楽習館の年間計画も、当然、指定管

理者で決めていただく形になります。また、広報であったり、トラブル対応であったり、そういったものも含めて、基本的には全てを指定管理者が行うことを想定しております。

橋本委員 分かりました。そうすると、募集要項であるとか、実際に事業者を決定する方法は、しっかり意思疎通を取れるような形で進めていただければと思います。

高野係長 ありがとうございます。

高木委員 ８ページ、アイデア例。アイデア例だから本当のことではないかもしれませんが、ここに市内事業者が作った物品という書き方がしてあります。

その市内事業者に関する縛り、決まりといいますか、例えば、指定管理事業者は誰なのかというのももちろんそうですが、何か企画して事業を行うときに、市内の商工業者にきちんと声がかかる仕組みなどはあるのでしょうか。私も商工会から来ているので本日の説明内容を持ち帰りたいということもあります。いかがでしょうか。

高野係長 御質問ありがとうございます。こちら、募集要項であったり、仕様の中で、この事業者を使ってくださいという、限定的なことは記載できませんが、できる限り市内事業者と市民協働であったり、できる限り市内事業者と協力して事業を実施すること、というような書き方で仕様書の中には記載したいと考えております。

高木委員 分かりました。また、公園利用者が増えたときに、車だったり、自転車だったり、いろんな変化が起きていくときに、そういうところの対応を指定管理者が責任をもって行うということですか。

高野係長 はい。そういった対応についても、基本的には指定管理者が行うということです。

高木委員 ありがとうございます。

池上会長 中里委員、お願いします。

中里委員 環境楽習館前のスペースは、今回、初めて来たんですけれども、それほど広くないですよ。自転車をちょっと置けるぐらいのスペースです。その辺も含めて、市内事業者が利用する場合に、今までがどうだったのかも含めて、利用者負担である程度の参加費を出すことになるのか、全く無料で使えるのか。あるいは、いろいろな製品を持ち込

むようなときにも、市役所は全くノータッチで事業者がされるのであれば、その辺の品質であるとか、責任の在り方みたいなものの大きな補償というのはどこに帰属するのか、ちょっと不安になったものですから、その辺も含めて、整理ができていれば教えていただきたいと思います。

高野係長 御質問ありがとうございます。

市内の事業者が環境楽習館を利用する場合には、行政であったり、教育機関であったり、そういったところには減免、免除規定というのがあります。事業者が利用する場合は1時間くらいというような形での利用料金を負担する形になります。

車を使いたい場合は、何台分かは置くようなスペースを設けたりといった、そういった整理は進めていきたいと思っています。

責任の所在についてという御質問でございました。基本的には現場責任者、市民協働担当、総括責任者、そういった責任者が指定管理者制度を導入した際に配置される形になりますので、基本的には責任のある立場で御対応していただくという形になると思います。

事業につきましても、基本的には年間スケジュールというものを最初にいただきますので、市が事業自体何も知らないというようなことはなく、そこは情報共有をしながら進めていくという形になりますので、指定管理だから指定管理者が勝手にやっているよという形にはならないと御理解いただければと思います。

責任の在り方、保険、補償等につきましては、市で賠償責任等にも入っております、仕様書でもある程度、賠償責任には入ってくださいと記載予定です。

池上会長 ありがとうございます。

椿副会長 今のお話にもありました市民協働担当者を配置予定とのことですが、この市民協働担当者のお立場は、行政とは全く別ですか。市民団体など活動をされている住民を想定されているのか、どういうお立場を想定されているのか教えていただきたいのが1点目です。

それからもう一つは、今の後半のお話に関わるところで、公園並びに環境楽習館の管理運営は指定管理者が主導することになると思いますが、例えば、定期的に行政や環境団体の方が管理運営に関して意見

交換するとか、評価するとか、そういう場・機会を設けることをお考えかどうか教えていただければと思います。

高野係長

御質問ありがとうございます。

まず1点目の市民協働担当者、これが市の職員なのか、全く別の住民団体の方なのかという御質問だったと思います。市民協働担当者につきましては、市職員ではなく、指定管理者の中から選定していただくという形になります。そういった方が市とのかけ橋であったり、市民の方の御要望であったりを統括的に見ていただくというような形を想定しています。

2点目の意見交換する場を設けてはどうかという御質問だったと思います。こちらはまだ正式なところではないのですが、例えば市立公園については、環境美化サポーターとの意見交換というのは今も実施しておりまして、それにつきましても引き続き実施していただくというような形で考えてございます。環境楽習館も、指定管理者が導入されましたら市民の方の要望等、御意見をいただくような場を設けたいと考えております。

椿副会長

ありがとうございます。そうすると、市民協働担当者はあくまでも指定管理者のメンバーのお一人になっていただくということですか。

高野係長

そうです。

椿副会長

分かりました。ありがとうございます。

池上会長

ありがとうございました。

田頭委員

いくつか伺います。まず一つが、指定管理者についてです。5年間の指定管理後、非公募にも応募できるという点についてです。これは確認ですけど、市として初めてですよ。市内での指定管理者で、例えば市民交流センターとか、体育館であるとか、指定管理者が導入されているところでこの非公募という形での評価、そこを導入するのは初めてということですよ。

高野係長

そうです。おっしゃるとおり、初めての試みになります。

田頭委員

それは、いい面と心配な面と両方あるのかなと思っていて、評価委員会に関して、利用する市民の評価というのもここに入ってくるのかどうかということをお伺いします。もし、ないとすれば、どういうふうに評価委員会を運営されるのかということがすごく心配になります。そ

の意味での判断はいかがでしょうか。

それから、今、椿副会長がおっしゃった市民協働担当者です。これは1人だけなのかなということが一つと、それから、ここでは、ほかにもあるかもしれないけど、期待する導入効果のところでは、市立公園、主に環境美化サポーターの方たちとも、そこからの支援ということから、地域ボランティアの参加につながる、地域ボランティアを増やしていきたいというところが、主な事業のように読めるのですが、それだけなのかということです。

例えば、公園については、まだ新たな市民ニーズがあると思います。なので、市民協働という部分でいえば、その公園を使って、もっと新しい、いろんなチャレンジをしていきたいとかという声があります。

学芸大や都立公園では色々な冒険遊び場のような事業を実施しています。

市の計画や方針を活かしたとして、市立公園でも冒険遊び場的なプレーパークとしての木登りができたり、花摘みができたり、たき火ができたり、そういう場所を、常設ではなく、月に1回だけでも市民や地元の父母会とか、子ども会とかが中心になってやりたいなんていう御相談も、今後は市に相談するんじゃなくて指定管理事業者に相談することになるのでしょうか。

その場合は、この市民協働の方、担当者が担当として請け負ってくれるということになるのであれば、市の考え方も知っていないといけないし、市民協働の市の実態なども知らないといけないと思います。

それがお一人の方ということで、そもそも事業者の方だけでやり得るのかなという、そういう心配もあるものですから、そこについてどうお考えなのかということを確認したいです。

それは、市立公園だけではなく、環境楽習館についても、利用者、それから、地域住民の利便性向上というところが導入する効果の中で謳われている、期待されているわけですがけれども、そこにも関わってくると思うので、新たな、事業者だけではなく、市内事業者がアイデアを持ち込んで事業を決めていただくということになると思いますが、いかに市民としての活動で利用したいとか、どの団体の方たちもここを利用したい、この広場のところでプレーパークをしたいなんていう

ことは何年かも言われていることです。

そういったあたりで、具体的には禁止事項の解除というところが、この指定事業者ができるのかどうかということもとても不安なので、その辺についてはどういうふうにお考えなのかを教えてくださいたいです。

それから、最後に一つ。今回、新しく自動販売機を、いろんなところにあると思いますけれども、設置できるようにしたいと。これは事業者側のニーズであったというところですか。

環境配慮型、ゼロカーボンというふうにも言われていても、それを設置するということは、やはり熱は発生しますよね。そうすると、小金井市の環境基本計画の中で決められているように、地球温暖化に対して、市民、事業者も合わせて努力をしていかなくちゃいけないという部分には、やはり反するのではないかなと思います。

小金井市は、他市に先駆けて自動販売機を削減する方針を策定しています。ここで事業者のニーズに応じてその方針を変えていくというのは、やはりどうなのかなということは感じざるを得ません。

また、ペットボトルを削減していくということもあって、庁舎内の自動販売機にはペットボトルを置いていないわけです。ですから、そういったことも併せて、この自動販売機の導入についてはもう少し慎重に検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

高野係長

ありがとうございます。では、最初のところから回答させていただきます。

評価する外部の機関について、利用する市民も含まれるのか、含まれるとすればどういった形であるかという御質問だったと思います。こちらの外部評価機関につきましては、まだ検討段階のところではありますが、市の附属機関という形で、公園に関する見識を持っている方であったり、環境に関する見識がある学識の方であったり、あと、会計に関する見識のある方、行政の職員と、公募市民という形での構成と考えておりますので、基本的にそういった公募市民というところで市民の意見を聴取するという形で考えています。

市民協働担当者は1人かという御質問だったかと思いますが。こちらにつきましては、原則、常勤の協働担当者は1人と考えております。

ただ、1人だけで全部受け持つわけではなく、総括責任者であったり、現場担当者であったり、そういったいろんなチームを組んで、タッグを組む形になるのかなと思っておりますので、1人だけが全てを把握しているというわけではなく、事業者として横のつながりがありますので、この人じゃないと分からないということはないような形にしたい、できるのではないかなとは思っています。

岩佐課長

では、市民協働担当者の関係、2点目に御質問いただいた関係です。学芸大や都立公園とかでいろんな冒険遊び場をされているということで、市のほうでは、一定、ルールを作らせていただいておりますが、指定管理者制度導入後に、色々な市民の方とか、子どもたちの声を聴きつつ、市民協働担当者のほうで吸い上げて、できるもの、できないものはあるかと思いますが、時限的に、例えば月1回というお話もいただきましたけれども、近隣住民の方々の御理解もいただかないとうまくいかないと思いますので、そこら辺の御理解をいただきたいと思えます。

事業を実施したい側だけではなく、近隣の方々も安心してできるような形でできるのであれば実現は不可能ではないかと思えます。

市民協働担当者は、ある程度権限も得られるのかということもありますが、指定管理者制度が入ったとはいえ、市立公園になりますので、すぐに市民協働担当者だけでは判断できないこともあるかと思えます。

市と指定管理者、市民協働担当者とうまく連携しながら、しっかりコミュニケーションを取りながら事業を実施していきたいと思えます。

あと、自動販売機の関係です。確かに、市のほうで方針を持っております。この間も検討をしていく中で、今、御説明させていただいたとおり、制限を設けさせていただいているところです。

例えば、さっき高野のほうから御説明させていただきましたけれども、設置できる公園としましては、栗山公園、梶野公園となりまして、防災の観点から、市民の方々に何かあったときのためにお役立ちできるのであればという利点もあるかと思えます。

あと、環境配慮の観点から、先ほど、ゼロカーボンの仕様になるものということでありましたけれども、いろいろ調べてみますと、太陽光で発電するものとか、あと、再エネを使うものとか、そういったも

のでもありますので、こういった制限をつけさせていただくことによって、事業者からそれであれば導入はできないといった声もあるかもしれませんが、我々としては、自動販売機を導入することによって近隣の方々とか、市民の方々にとって有用であるようなこと、例えば防災面でそういった安心面が確保されるとか、環境をもっと考えてもらえるようなきっかけ、発信ができるような自動販売機であれば、導入する価値はあるのかなと思います。

また、ペットボトルの件もありましたけれども、全部再利用されるペットボトルもありますが、一般的なペットボトルは、再利用はしているけれども、実際に再利用されるのは7%ぐらいであったりします。ほとんどは石油由来のもので9割以上は作られているということもありますので、そういった面からすると、ペットボトルの商品を少なくするとか、そういったことは業者さんとの調整の中で必要になるかと思っておりますので、そういったところは一定相談しながら、制限をかけながら何が何でも先方の都合で導入しますよということではなくて、導入することによって啓発プラスアルファのことができるのであれば導入してもいいですよというようなスタンスでいきたいなと思っております。

田頭委員

ありがとうございます。いろいろお答えいただいたわけですが、自動販売機のことでも申し上げれば、やはりまず災害時の安全にどうか、市民の安心にということにつなげたいのならば、基本は全ての自動販売機でその制度を導入するぐらいにしたらいいのではないかと思います。

やはり、自動販売機をまずは減らしていこうと、自動販売機は熱を出すので、方針には明らかに反すると思います。だから、太陽光パネルを設置して、それはその電力で賄っているんですよということを市民啓発というふうに自動販売機でやっていこうというのは、それこそ今ある自動販売機でもやっていただきたいと思いますし、導入していただきたいと思います。

それを新たなところだけでやっていくというのも、事業者のニーズがあって、市は一生懸命考えてくださったとは思いますが、それにしても、自動販売機については、私は市の環境方針からもそぐわないと

感じておりますので、意見として申し上げたところです。

それから、評価について、この5年更新の部分、評価については、市民公募委員も導入した組織、外部評価の委員会なりを検討されているということですので、これは分かりました。

また、市民協働担当者についてです。これを導入されたことはいいことだと思いますが、やはり利用する市民、また、これから活動して、さらに活動を広げていきたいと思っている市民団体などに対しては、指定管理者になったらなかなか話が進まなくなってしまう。それまでは市との話合いの中で理解していただき、共有していくというような話合いができていたのに、指定管理者だと権限が市の行政ほどはないので、進まないということにはならないようにしていただきたいと思います。

具体的な事例としては、浴恩館公園で野外調理施設があって、それが今、公民館に所属するものですが、今の場所だと公民館ということになる。その場所をもし移転するとなると、今度は市立公園の中、浴恩館公園の中にしなくてはいけないので、もっと環境政策課との話合いということになるというような事例が出てきています。

そうしたときに、やはり子どもの体験の場をなくしてほしくないというようなことからこの話合いを進めているわけですから、その経過をずっと知っているのはやはり市ですよね。市民の声を聴いてきたのも行政です。それが指定管理に変わるということで、やはりそのままそっくり同じように理解というのはなかなか難しいと思いますので、そこをしっかりと市としては引継ぎを、市民活動のニーズとか、子どもたちの体験の場をなくさないという意味で市民協働の対応については市民により丁寧に、充実させるという方向でやっていただきたいということを意見とさせていただきます。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

今、自動販売機の話が出たので私もコメントですけれども、自動販売機は確かにエネルギーを消費する装置なので、もちろん、それはエネルギーを使っている以上、CO₂を排出します。しかし、ニーズがあるかどうかというのはやはりすごく大事ななと思っています。

例えば、環境楽習館も、近くにコンビニとかはないような状況で、ここには自販機を置くしかないのかもしれないけれども、例えばここで夏、遊びに来て、飲物を持ってこなかったというときに、もう帰ろうかと、あるいは逆に買いに行こうかというのかなり不便かなと思います。その移動の状況に歩いていかなければいけないのか、じゃ、もう、いいや、ということになることもあると思うので、やっぱりニーズがあるのであれば、つまり、自動販売機のエネルギーと利便性と、そこはちゃんと比較する必要があるって、全てがダメというのは、私自身は違うかなと思っています。

そういう意味で、栗山公園ももう少しきっちり議論したほうがいいかなと思うのは、近くに体育館のような建物がありますよね。あの辺りだと自販機があつたりして、本当に不便なのかどうかというところはしっかりと議論したほうがいいかなと思います。近くに自動販売機がもう既にあるのに、わざわざ置かなければいけないのかというのは考えるというところでした。

もう一つ、5年間で10年に延長する、もしかしたら前回以前の議論、御説明にあったのかもしれないですけども、入札する事業者の方たちは、色々なアイデアにあるような部分も踏まえて自分たちの計画とか、提案書を持って、このぐらいの予算がかかりますということをもって入札するというところでよろしいですか。

高野係長
池上会長

はい。

そのときというのは、5年間の計画を立てて提出するという形になりますか。それとも、1年ごとですか。

高野係長
池上会長

5年間の計画で提出していただく形になります。

5年間の計画をたてて採用されて、指定管理者になった場合、この提案にないものをやろうというモチベーションがなくならないかが心配で、先ほど田頭委員からもあったように市民から、ああやってほしい、こうやってほしいということに積極的になってくれるのかどうか、最低限これをやっておけばノルマ達成、事業者もボランティアでやっているわけではないので市民からの要望をチャレンジして応えたということがちゃんと評価される枠組みになっていると最低限これをやっておけばいいやにはならないということで、そのあとやってほしいこ

とをしていただけたら、あとは最初の5年間は、提案を聞いて作ってもらって、それに見合う提案で決められると思うんですけども、そのあとの5年間の見積もりというのは、評価はどうやってするのでしょうか。

高野係長 市民からの要望等が多くて、モチベーションがというお話だったかと思います。こちらにつきましては、外部機関を評価する審査基準にも市民協働に関する項目など、細かく項目だてて評価することを考えておりますので、していただいた事業に関する評価は適切にしていきたいと考えております。

つぎに5年間の公募期間が非公募になった場合の見積もりについて、です。非公募にはなりますが、まったくもって、そのまま5年間スライドというのではなく、指定管理者選定委員会でまた審査をしていくということになります。その中で、金額面や、経営状況というのは評価する、というように考えていただければと思います。

以上です。

池上会長 審査がダメになると再公募になるのですか。

高野係長 審査がダメになる場合というのが、まだ決定ではないのですが、最初の1年から3年までのうちに、要改善してくださいと、この状況では、指定管理者としてやっていくのは厳しいという評価、低い評価に1回でもなった場合は、再度応募することすらできないという厳しい評価基準を設けたいと思っています。

池上会長 非公募というのは決まったあとに、5年間の提案と予算が提出されて、それを先ほどの審査のところで審査をしてということだと思えます。そこで、非公募というときに、予算を過剰に見積りする可能性もでてくると思いますが、それを防止する策はあるのでしょうか。

高野係長 指定管理料につきましては、市のほうで上限を定めているので、それ以上の金額で事業者が希望したとしても、その金額は市でお支払いできません、ということになります。指定管理者選定委員会の委員には、公認会計士さんもいらっしゃいますので、そういったところで事業者の経営状況などをみていただいて、そのまま審査を通すのではなく、委員会のほうで、これはダメだとなれば当然その場で選定しないという流れになると思っています。

池上会長 上限があるということは、事業者は上限のなかで提案内容も競うことになるのですか。

高野係長 その通りです。

池上会長 ありがとうございます。
他にございませんか。

橋本委員 今話を聞いて安心したんですけれども、契約の時には、継続審査という文言を盛り込んで、3年後は継続審査をするという形のものを作るといいなと思いました。

高野係長 ありがとうございます。
審査を評価します、というかたちのものは仕様書等でお伝えして募集をかけたいと思いますので、よろしく願いいたします。

池上会長 はい、ありがとうございます。
それでは、この議題は以上にしたいと思います。
次に、その他に関しまして事務局のほうからお願いいたします。

高野係長 本日、9月に実施した野川フィールドワークであったり、11月実施した環境フォーラムであったり、中学生に行っていただいた森林教育等の報告をしようと思っていたのですけれども、時間的などころもありますので、この報告につきましては、次回の審議会にて報告させていただきます。以上です。

池上会長 全体をとおして何かありますか。ないようであれば、次第の4、次回審議会の日程について、を事務局からお願いします。

高野係長 今年度最後の次回審議会の日程は、3月中旬から下旬に開催したいと考えております。池上会長と椿副会長と調整しまして、お知らせしたいと思います。

池上会長 ありがとうございます。
何か御意見、ございますか。
それでは、以上をもちまして本日の議事、全て終了いたしました。
活発な議論、ありがとうございました。
本日は、以上をもちまして、令和4年度第3回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

— 了 —